係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度市町村六十・〇％分」という。）	係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
(ア)　平成二十九年度市場公募都市に係るもの		
(イ)　平成二十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		
ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度市町村五十・〇％分」という。）		
(ア)　平成二十九年度市場公募都市に係るもの		
(イ)　平成二十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		
七　地方税減収補填債償還費	七　地方税減収補填債償還費	
地方税の減収補填のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補填のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
[削る]	(1)　平成八年度減収補填債	
(1)・(2)　[略]	(2)・(3)　[同上]	
(3)　平成十一年度減収補填債	(4)　平成十一年度減収補填債	
[削る]	ア　平成十一年度市場公募都市（特別区及び平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの	
	イ　平成十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
[削る]	[新設]	
(4)～(17)　[略]	(5)　平成十四年度減収補填債	
(18)　平成二十九年度減収補填債	(6)～(19)　[同上]	
ア　平成二十九年度市場公募都市に係るもの	[新設]	
イ　平成二十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		
[削る]	[新設]	
(1)　平成九年度臨時財政特例債	(1)　平成八年度臨時財政特例債	
(2)　平成十年度臨時財政特例債	[新設]	
(3)　平成十一年度臨時財政特例債	[新設]	
八　臨時財政特例債償還費	八　臨時財政特例債償還費	
臨時財政特例対策のため平成九年度から平成	臨時財政特例対策のため平成八年度から平成	